

第3章 計画の推進

第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針

【第一期実施計画の総括】

第2次基本計画を着実に推進するため、第一期実施計画を策定し指標や目標、具体的な事業を定めて取組を進めるとともに、各施策の実施状況を「三重県男女共同参画年次報告書」として取りまとめ公表しました。また、各施策の取組状況については、「県男女共同参画審議会」による聴き取り調査を行い進捗管理と評価等を行いました。

庁内の推進組織である「県男女共同参画推進会議」等を通じ、「県男女共同参画審議会」からの提言・評価や県の附属機関における委員の男女構成比等について説明し、今後の取組を依頼しました。また、今後の計画策定や男女共同参画施策の参考とするため、平成27年度「県民意識と生活基礎調査」やe-モニター（電子アンケート）による意識調査を行いました。

県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携し、県民のニーズに応じた啓発事業等を実施するとともに、市町に対しては必要な情報や研修機会の提供を行った結果、県内全市町において男女共同参画に関する計画が策定されました。

男女共同参画社会の実現のためには、健康・福祉、教育・文化、産業、防災、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要ですが、男女共同参画の視点が反映されていない分野もあることから、引き続き関係部局と連携しながら取り組むことが必要です。また、地域における男女共同参画を推進するため、市町や企業等への働きかけとともに連携・支援が必要です。

【第二期実施計画での取組方針】

第2次基本計画及び第二期実施計画に基づく男女共同参画に関する施策を総合的に推進していきます。各施策の実施状況については、「三重県男女共同参画年次報告書」としてまとめ公表するとともに、「県男女共同参画審議会」による評価等を行います。

「県男女共同参画審議会」からの提言・評価等については、庁内推進組織を通じて関係部局に周知するなど、県の各施策が男女共同参画の視点で推進されるよう取り組みます。

また、三重県における男女共同参画を推進する拠点である県男女共同参画センター「フレンテみえ」と密に連携しながら、県民のニーズや社会情勢に対応した情報発信・研修・相談等を実施するとともに、市町等への働きかけを行います。

施策の方向

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

また、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

施策

- (1) 知事を議長とする庁内推進組織の三重県男女共同参画推進会議を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進捗管理を行います。
- (3) 男女が共に働きやすい職場づくりを進めるとともに、女性の活躍を応援する職場風土づくりを県が率先して進めます。
- (4) セクシュアル・ハラスメント等について、外部委託した職員向け相談窓口等の周知に努めるとともに、防止のための研修を実施します。
- (5) 男女共同参画に関する県の施策について、相談体制を明確にし、適切な対応を行います。

事業内容等	事業内容	担当部局
	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事を議長とする「県男女共同参画推進会議」をはじめとする庁内推進組織を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。 ・「県男女共同参画推進会議幹事会」を通じて、「県男女共同参画審議会」からの評価・提言を関係部局に周知するとともに、施策への反映を図ります。 	<p>環境生活部ほか全部局</p> <p>環境生活部ほか全部局</p>
	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法にかかる特定事業主行動計画に基づき、男性の育児参画の推進や育児に関する休業制度等を取得しやすい職場環境の整備等を進めます。 ・職員のワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取組の推進をはじめ、特定事業主行動計画「第三期次世代育成支援行動計画」を計画的かつ着実に推進することで、次世代育成支援の重要性について職員の意識づけを図るとともに、育児等の支援制度の活用を促進し、仕事と育児の両立を支援するなど、職場環境の整備を図ります。 	<p>総務部 教育委員会</p> <p>警察本部</p>
	<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めます。 ・県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められ、総合行政による実効性のある取組が展開されるよう、理念の浸透を図ります。 ・県の全ての施策が男女共同参画の視点で進められるよう、県職員に対し、男女共同参画に関する研修の機会を提供するなど、意識の普及を継続的に行います。 	<p>全部局</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
	<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント等のない快適な職場を確保するため、防止に関する研修会を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知に努め、相談員等による相談・助言を行います。 ・セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりの必要性和防止について各学校へ周知徹底するとともに、相談窓口を設置し、その周知を図ります。 	<p>総務部</p> <p>教育委員会</p>
	<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の声相談室や各地域防災総合事務所等の相談窓口において、県民の皆さんからの意見や苦情等をお聴きするとともに、適切な対応ができるよう意見・苦情等を職員間で共有します。 	<p>戦略企画部</p>

施策の方向

2 男女共同参画に関する実施計画の策定および進行管理

第2次基本計画の着実な推進を図るため、実施計画を策定します。

また、施策の実施状況を記載した年次報告書を作成し、第2次基本計画および実施計画の進行管理を行います。

施策

- (1) 施策の目標と事業の推進方向を明らかにするとともに、その計画的な推進を図るため、期間を定めて実施計画を策定します。
- (2) 各部局において男女共同参画を重要な課題としてとらえ、男女共同参画に関する施策の進行管理等を行います。
- (3) 男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにするため、三重県男女共同参画年次報告書を毎年1回作成し、議会に報告するとともに公表します。
- (4) 男女共同参画に関する県民の意識や生活について、定期的に調査し、施策への反映に努めるとともに、調査結果を公表します。

事業内容等

事業内容	担当部局
(1) ・第2次基本計画の改定に伴い、第二期実施計画の改訂を行います。	環境生活部
(2) ・第二期実施計画（改訂版）に基づく施策を着実に実施するため、進行管理に努めます。	環境生活部
(3) ・第2次基本計画（改定版）に基づく施策の実施状況、「県男女共同参画審議会」による評価・提言等を盛り込んだ「三重県男女共同参画年次報告書」を作成し、公表します。	環境生活部
(4) ・「県民意識調査」等により、男女共同参画に関する県民の意識等について調査します。	環境生活部

施策の方向

3 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等

三重県男女共同参画審議会を設置し、施策の実施状況について評価を行うとともに、知事への提言を行います。

施策

- (1) 男女共同参画に関する施策の実施状況や効果について、外部的視点からの評価を行うため、必要に応じ三重県男女共同参画審議会によるヒアリング等を実施し、検証を行います。
- (2) 男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して提言書を作成し、知事に意見を述べます。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1) ・男女共同参画に関する施策の進捗状況や効果について、自己評価を実施するとともに、「県男女共同参画審議会」による評価・提言を実施します。	環境生活部
(2) ・「県男女共同参画審議会」による評価・提言について、実施機関等へ周知徹底を図り、実施機関と連携しながら、今後の施策に反映します。	環境生活部

施策の方向

4 市町等との協創

各市町で男女共同参画や女性の活躍に関する推進体制が整備され、施策が計画的に推進されるよう必要な支援を行います。

また、教育機関や企業・団体等と連携し、男女共同参画や女性の活躍推進につながる取組を協働して行います。

施策

- (1) 市町の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推進、条例や計画策定等に対する支援を行います。
- (2) 市町の主体性に配慮しつつ、女性の活躍に関する計画策定等に対する支援を行います。
- (3) 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集・整理し、県民等に提供します。
- (4) 市町との連携・協働が進むよう、担当職員に対する情報提供や研修の場を設けます。
- (5) 高等教育機関と協働して、男女共同参画や女性の活躍に資する取組を行います。
- (6) 企業等と連携して、男女共同参画や女性の活躍につながる取組を推進します。

事業内容等	
事業内容	担当部局
(1) ・市町の主体性に配慮しつつ、事業展開の方向、条例・計画の策定、講座・啓発等、男女共同参画に関するさまざまな情報提供や講師派遣等の支援を行うとともに、県の持つノウハウの共有を図ります。	環境生活部
(2) ・市町における男女共同参画施策を促進するため基本計画改定等に向けた機運の醸成、取組の支援を行います。	環境生活部
(3) ・国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集・整理し、多様な媒体・手法を活用して県民等に提供します。	環境生活部
(4) ・情報の共有を図るため、市町担当者会議等を開催します。また、市町	環境生活部

<p>の男女共同参画担当職員等を対象に、研修会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町による住民等を対象とした講座・研修会開催のためのマニュアル、教材等を活用し、市町の積極的な取組への支援を行います。 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重大学等高等教育機関と連携し、男女共同参画に関する講座の実施等に取り組みます。 <p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等と連携し企業サイドの意見を反映した内容で女性の活躍推進等に向けた取組を開催します。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
---	--

施策の方向

5 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

県の男女共同参画を進める拠点として、常に先駆的な取組に努めるとともに、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流等機能の充実を図ります。

また、県内の男女共同参画センターや市町のほか、国、企業、関係機関等と連携・協働しながら取組を進めます。

施策

- (1) 男女共同参画に関する書籍、データ、資料や県内市町施策、県民活動等に関する情報を広く収集し、情報コーナーによる展示や、ホームページ、SNS、広報誌等多様なメディアを活用した情報提供を進めます。
- (2) 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修・講座を実施します。
- (3) 時代に応じ変化する、多様な今日的課題をもとにした研修・講座を実施し、県民の意識の醸成、社会で積極的に活躍する人材育成を図ります。
- (4) 相談者が性別にとらわれず自分らしく生きていくために、さまざまな悩みや問題について相談に応じます。
- (5) 男女共同参画社会の実現に向けて必要な課題について調査研究を行うとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動を支援します。
- (6) NPO、各種団体、企業、グループ等の活動を支援するとともに、交流機会や場の提供、協働を進め、男女共同参画を進めるための課題解決に向けて行動するきっかけづくりやネットワークづくりを支援します。

事業内容等

事業内容	担当部局
<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報コーナーやホームページの充実、情報誌「Frente」の発行、ウェルカムセミナーの実施など情報提供機能を強化します。 ・市町に対して、県における男女共同参画の現状や施策について情報を提供するとともに、男女共同参画フォーラムにおいて市町の取組を紹介しします。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>

<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月を男女共同参画強調月間 f f (フォルティッシモ) と定め、重点的に男女共同参画を啓発するため、さまざまな事業を実施します。 ・各種講座等の開催にあたっては、託児サービス、休日・夜間開催等、誰もが参加しやすい配慮を行うよう努めます。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部ほか 全部局</p>
<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラムや各種講座の開催にあたっては、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を検討し、男性参加者の増加に向けた積極的な取組を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義など、男性の参画を重視した広報・啓発を行います。 ・多様な今日的課題を解消するために、県民の意識の醸成および社会で積極的に活躍する人材の育成を目指し、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域リーダー養成講座やエンパワーメントスクールを実施します。 ・自分の現在の状況がDV被害に遭っていることに気づいていない人がそれに気づき、深刻なDV被害に陥るのを防止するためのきっかけの一つとして、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージで生じるさまざまな問題について、電話や面接により相談に応じます。また、専門相談として、弁護士等による相談を実施します。 ・相談者の心情や精神状態に十分配慮した対応ができるように、相談員等に対する研修を実施します。 ・男女共同参画に関する相談、苦情等について、環境生活部および県男女共同参画センター「フレンテみえ」等において適切な対応を行います。 ・県における男女共同参画に関するさまざまな相談・苦情に対応する体制について点検、検討し、相談員の能力向上などを図るとともに、県民への広報に努めます。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
<p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向けて必要な課題について調査研究するとともに、NPO等の取組に対し、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施などの支援を行います。 ・調査・研究事業を実施するとともに、教材等を開発・提供します。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等の活動を支援するため、登録団体等への情報提供、活動の場の提供等の支援を行うと 	<p>環境生活部</p>

<p>もに、登録制度のPRに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が円滑に事業展開できるように、ノウハウの提供や事業企画・運営相談、協働事業の実施などにより、市町の取組への支援を行います。 ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、県民、NPO、各種団体、教育・研究機関等それぞれと連携しセミナー等を実施することで、新たなコミュニティの形成や地域社会における課題の解決に向けた活動を展開していくうえでの支援を行います。 	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
--	---------------------------